

災害史（熊谷金男。「宮城県史」22の内）

宮城県新誌（熊野金男）

84. 「フランキ」とはどのようなものか

問 伊達政宗が徳川家康の命により、上杉景勝側の白石城を攻撃した時、白石城には「フランキ」が備付けてあって、伊達軍を苦しめたと書いた本を読んだことがあります。「フランキ」とは、どのようなものですか。

答 先ず「フランキ」とは、中国語の「佛狼機」〔fulangchi〕で、「佛狼機」は5～6世紀頃強大となり、西欧文化圏の基礎となったゲルマン民族の1部族Franksの音訳で、中国ではヨーロッパ人の称呼とされていたが、特に16世紀初め頃から多く渡来するようになったポルトガル人、スペイン人をそのように称するようになったのです。そして、彼等が持ち込んだ特殊の銃をも、「佛狼機」というようになったもので、その後これがわが国に伝わってきて、中国音の通り「フランキ」と呼ばれていたものでした。「佛狼機」とは、太い銃身の中に、普通5挺の小銃を組み込んだ装置で、固定した状態で、5発同時に発射することができる特殊銃であります。専ら城や船に据付けて操作する場合に限られ、野戦用としての機動性に欠け、取扱も複雑なので、鉄砲・大砲のように多用はされなかったもののようです。

佛狼機について「和漢三才図会」〔わかんさんさいづえ〕（寺島良安）に、

『登壇必究云佛狼机〔機と同音の机を当てている〕国名也非銃名也太明正徳丁丑〔1517〕彼国船来廣東進貢此器其船主名加非丹其人皆高鼻深目以白布纏頭其銃以鉄為之長五六尺巨腹長頸腹有長孔以小銃五箇輪流貯葉安入腹中放之銃外又以木包鉄箍以防決裂海船舷下每辺置四五箇於船艙内暗放之他船相近經其一彈則船板打破水進船漏以此横行海上他国無敵試之止可百步海船中之利器也守城亦可持以征戰則無用矣

按佛狼機フラム保留止賀留布良牟一云南蠻切死丹之國天正年中以來堅禁來于本邦雖南蠻當西方國近於阿蘭陀〔佛狼機の図、略〕〕とあります。

次に、伊達政宗(5)の白石城攻撃は、関ヶ原決戦(6)を2カ月後に控えた7月下旬のことでした。この攻防戦で、白石城が佛狼機を使用して対抗したことなど、正史に書かれたものはありません。唯、「弩」〔ど〕による被害が多かったことは、特筆されています。即ち、「貞山公治家記録」巻之20上に、
『慶長五年庚子〔かのえね〕公御年三十四

〇七月甲申〔きのえさる〕大 廿四日乙丑〔きのとうし〕。公、白石へ打寄セラル、御巡見アリ。川

向ノ平山ニ本陣ヲ備ラル。……指物〔さしもの〕持タル家人齋藤作七ト云者、弩ニ当テ死ス。其外二人疵ヲ被ル。……津田民部景康預リ給主〔きっしゅ〕柳田掃部・勘解由兵衛預リ給主丹野善右衛門、其外遠藤二右衛門等ヲ始メトシ、弩ニ当テ死スル者多シ。……大炊〔おおい〕左衛門、八郎兵衛從者二人弩ニ当テ死ス。……

○廿五日丙寅〔ひのえとら〕…申刻〔さるのこく〕登坂式部兄弟……等城ヲ出テ降ル。』

一方、「米沢市史」も、白石城の戦について、

『白石城は刈田郡にあり、若松〔上杉景勝の本拠〕を距ること二十里、仙台〔白石戦当時仙台は未成〕を距ること十余里にして信夫口の要衝たり。景勝、此口の守備に重きを置き城主を精選し、甘槽〔あまがす〕備後守景継を庄内酒田より移して城主と為し、所領二万石の外に同心分三千三百石を給す。……景勝、徳川の前軍江戸を発するを聞き自ら白川表に出馬し有無の一戦を遂げんと欲し、同〔7〕月二十日諸城主の面々へ刻付〔こくづけ〕の書函通を発す。仍て、景継も同表へ馳せ参ず。而してその留守中、家老豊野日向・鹿兒田伊賀に本丸を守らせ、実弟登坂式部勝乃に二の丸を守らしむ。兵凡そ八百余人。伊達の間諜〔かんちょう〕帰りて之を報ず。政宗乃ち二十一日北目を出で、二十三日、四保柴田郡今船岡に至り、直に部署を定む。即ち屋代康頼は追手口より、亘理定宗は東北より、石川昭光・片倉景継は西方より、山岡重長は南方より、一斉に白石城に迫らしむ。二十四日、政宗平山場今陣山に進み、白川を隔てて陣す。亘理定宗、曉霧に乗じて城に近づき霽〔は〕るゝを待って俄に銃撃す。城兵大に愕〔おどろ〕き、豊野日向・登坂式部等兵を指揮して持場々々を固め弓銃を以て之を拒〔ふせ〕ぐ。康頼民家に放火し三の丸に延焼し城兵本丸に避く。重長の兵壁を越え南の丸の門を開き、全軍勢に乗じて侵入、城中の将豊野日向・鹿兒田伊賀を始めとし討死する者七十余人米沢新史に討死百七十一人、上栗甚右衛門・蔵田清左衛門・栗林右近等囲みを切り抜け残兵を率ゐて会津に退く。景継の室泉沢氏は嫡子虎之助九歳、二男彦七郎七歳を抱えて城中に在りしが、小幡半兵衛之を介抱して後の山を越え戸沢より茂庭村に入り和田村米沢領に落ち行き尋いで会津に帰る。斯の如くして三の丸先づ破れ、二の丸次いで陥り、余す所本丸のみ、廿五日に至り城將式部遂に敵すべからざるを知り、石川大和守に縁〔よ〕って降を請ふ。遲疑未だ決せず。乃ち昭光・景綱誓書を与へ一同何れも助命す可しとの事にて同日七つ午前四時〔不定時制なので現在の定時制の時刻とは一致しないから要注意〕時分出城す。而して登坂式部は帰藩せずして伊達氏に属せり。』とあり、当時としては新兵器であった「佛狼機」が、もし備付けであったとしたら、このような記述ではなかった筈であります。

しかもなお、伊達政宗及びその家臣の中には、これよりも7年前の文禄2年〔1593〕、朝鮮に出兵した時、朝鮮と明軍とが使用した「佛狼機」を見聞して既に経験済みであるので、「弩」と「佛狼機」とを区別できなかった筈はありません。「日本戦史朝鮮役」(参謀本部)に『此役ニ於テ明軍ノ火器ハ銃寡〔スクナ〕ク砲多シ……我国ノ所謂鉄砲ノ如キハ役後明国ニ入りシモノトス……平壤ノ戦ニ明軍ノ使用セシ火砲ノ種類左ノ如シ 天兵以大砲攻城其類有大將軍、佛良〔狼と同音〕機……皆其利器月沙集……大將軍砲ハ佛良機砲中ノ最モ巨大ナルモノヲ称ス……佛郎機砲ハ武備志ニ抛ルニ一号ヨ

リ五号マテノ別〔大小〕アリ……薩州島津氏ノ鹵獲〔ろかく〕品中ニ銅製ノ佛郎機砲アリ胴ノ火口ノ
辺ニDeant Soares Vioasト一行ニ刻シ其次ニW T Sト銘セリ当時尚ホ歐洲ヨリ輸入セシコトヲ知
ルニ足ル』とあります。「佛狼機」は、この時日本に入ってきて来ますが、白石城の戦闘で、城側にそれ
が据付けてあったといえるような、正史はもとより、信頼性のある資料は見当りません。

注(1) p. 551 の注(7)参照。

注(2) カピタン。capitao〔ポルトガル〕・kapitein〔オランダ〕の音訳で、甲比丹・甲必丹とも
表記する。オランダ船などの船長。後に、わが国で江戸時代には、長崎のオランダ商館長を
いった。

注(3) p. 422 の注(1)参照。

注(4) p. 422 の注(2)参照。

注(5) p. 170 の注(1)参照。

注(6) 関ヶ原は、岐阜県南西端、不破〔ふわ〕郡、伊吹山南東麓にある。慶長5年〔1600〕9月
15日、この関ヶ原で石田三成の西軍と徳川家康の東軍とが激突した。全国の諸大名が東西い
づれかに属して戦ったので「天下分け目の戦い」と呼ばれた。西軍小早川秀秋の裏切りによ
って東軍が大勝した。勝利者家康は天下の実権を握り、豊臣秀頼を降格して、摂津・河内・
和泉65万石の1大名とした。

注(7) 屋代景頼。

注(8) 大弓。

注(9) p. 297 の「114. 「若林」の地名について」を参照。

注(10) 弘治元年〔1555〕生。上杉謙信の養子となり、天正7年〔1579〕謙信の遺領を継ぎ、越
後・能登・越中・佐渡を支配した。文禄3年〔1594〕従三位中納言、慶長2年〔1597〕
豊臣五大老となった。慶長3年〔1598〕会津120万石に遷された。天正11年〔1583〕豊
臣秀吉に仕えて重用される。天正17年〔1589〕、秀吉から豊臣と羽柴の姓を許される。翌
18年、小田原の北条氏攻略に出兵。文禄元年〔1592〕文禄の役に従軍。慶長5年〔1600〕
徳川家康打倒を計画して、石田三成と結んだが、西軍敗北に終り、剛直律義で勇猛な戦国武
将景勝も、遂に家康に降参した。翌6年、会津領没収、出羽国米沢30万石に転封された。元
和9年〔1623〕歿。景勝の家老に、文武兼備の傑出した智将直江兼統〔かねつぐ〕がおり、
主従を越えた水魚の交わりがあった。大正11年、贈正三位。

注(11) 一味同心〔いちみどうしん〕。同じ目的の下に力を合わせ、心を一つにすること。

注(12) 至急に配達処理しなければならない手紙・文書などの封紙に、発信・取扱いの時刻を記すこ
と。

注(13) 豊臣秀吉の領土的野心による両度の朝鮮への侵攻。日本では朝鮮征伐、朝鮮では壬辰・丁酉
〔じんしん・ていゆう〕の倭乱と呼んだ。秀吉は明〔みん〕国経略の前提として朝鮮の服属

を強要したが拒まれ、文禄元年〔1592〕加藤清正・小西行長を先鋒に兵15万余を朝鮮に出兵、陸上では進撃を続けたが、水軍は大敗、翌年明使沈惟敬との間に和を講じた。これを文禄の役という。その後、慶長元年〔1596〕明使のもたらした『爾〔なんじ〕を封じて日本国王となす』とあるのを見て秀吉は激怒し、翌慶長2年再び出兵したが、遠征軍の士気揚らず、翌年の慶長3年秀吉の死を機に撤退した。

政宗も、文禄2年〔1593〕3月九州名護屋出帆、4月13日釜山上陸、戦地に在ること5か月、9月11日釜山を出発、18日名護屋に帰着した。臥龍梅は、この際持ち帰ったものと伝えられる。政宗の出兵についてはp.315の注(1)、その帰還についてはp.315の注(2)、また臥龍梅についてはp.315の「119. 臥龍梅のこと」参照。

注(14) 戦争で敵の武器や軍用品などを奪いとること。

資料 和漢三才図会（寺島良安）

大言海（大槻文彦）

大漢和辞典（諸橋轍次）

貞山公治家記録巻20上

米沢市史（米沢市）

85. 旧七北田村は宮城三十二か村の内か

問 「宮城郡誌」の七北田村の項に、七北田外六ヶの旧村は宮城三十二ヶ村の一つであると書いてあります。ここでいう宮城三十二ヶ村とは、どこどこですか。

答 「宮城郡誌」（宮城郡教育会。昭和3年発行、同47年復刻）の1,133 ページに、『第九篇町村処誌、第六項七北田村……（沿革）七北田外六ヶの旧村部落は、^{××××××××}宮城三十二ヶ村のその一なり。……』とあるのが、問題の個所であります。当時の七北田村は、明治22年4月1日、町村制施行に際し、上谷刈村・古内村・野村・七北田村・市名坂村・松森村・北根村・荒巻村の旧8か村が合併して成立した村であります。ところで、これらの旧8か村は、中世以来、国分33村と称せられてきた村々の中の8か村だったので。従って、「宮城郡誌」の問題の個所の記述は適切ではなく、『宮城三十二ヶ村』は、『国分三十三ヶ村』と書き改められるべきであります。⁽⁹⁾

「国分三十三ヶ村」について、念のため、p.587～588の「201. 国分郷六村とは」に既述した部分を、下記に再掲して置きます。

『寛永17年〔1840〕から20年にかけて行われた寛永検地の結果、領内郡村が再編され、近世的な郡⁽¹¹⁾